

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

069	（仮称）関東鉱産採石場増設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
動物・植物	大規模かつ長期間にわたる採掘作業による伐採や地形の改変により、動植物の生息生育及び水源かん養機能への影響が懸念されるため、動物の生息環境の保全対策、植物の生育基盤の整備及び生育管理について更に詳細に検討し、また、植栽樹種の選定に当たっては、潜在自然植生である常緑広葉樹の積極的導入を検討すること。	<p>(1)猛禽類の保護のため、採掘境界部にある高木を極力残すほか、大型ほ乳類の餌となる広葉樹の植栽等を行う。</p> <p>(2)小段部については土壌の流出を防ぐため、残壁に向け傾斜をつけるとともに、必要に応じ土壌改良剤、肥料として現地伐採木のチップの混入を行う等の生育基盤の整備を行う。</p> <p>(3)原則として5年間、植栽木の生長を妨げるクズ等のつる植物の定期除去を行うとともに、植栽終了区域の外周部に防塵柵を設置し、一部の苗木にはツリーシェルターを装着し草食獣との共存を念頭に置いた生育管理を行う。</p> <p>(4)周辺地域の潜在自然植生を考慮し、緑化予定種にアラカシ、ウラジログラン等の常緑広葉樹種を加える。</p>
大気汚染	土石の採取、破砕及び選別に伴う粉じんの発生の影響が懸念されるため、表土仮置き場の緑化等の飛散防止対策について更に検討すること。	<p>(1)出現裸地について 採掘が終了した部分から順次植栽を行うとともに、切羽頂部の表土には必要に応じ種子及び肥料、侵食防止安定剤等を手蒔き又は吹付け機により緑化を行う。</p> <p>(2)場内道路及び採掘現場について 吹き流しにより確認した風力階級に応じて散水回数を増すなど粉じんの発生を抑制する。</p> <p>(3)表土仮置き場について 既存採石場内の掘り下げた周囲より約20メートル低い場所に確保することにより、風の影響を受けにくくなるようにする。</p>
水質汚濁	<p>隣接している宮ヶ瀬ダム湛水域への濁水の流入による影響が懸念されるため、沈砂池の構造等を含む濁水対策について更に検討するとともに、そこからの排水の濁水濃度の確認方法についても明らかにすること。</p> <p>また、関連施設（既存採石場内）から排水による影響も懸念されるため、実施区域及び関連施設（既存採石場内）の排水路の設置、構造、機能等についても具体的に検討すること。</p>	<p>(1)実施区域の濁水対策について ・第1次沈砂池については、安全率を高めるため、有効容量を増加する。 ・想定降雨量を超えた場合においても、濁水が宮ヶ瀬ダム湛水域に流入することを防止するため、第1次沈砂池と別に、採掘現場に同程度の容量の暫定沈砂池を設置する。 ・排水路は、「採石技術指導指針」に基づき、確率降雨強度50年、流達時間10分に対応するものを実施区域内の搬出路に沿って計画する。</p> <p>(2)濁水濃度の確認方法について 上澄み水の仏華沢への放流は、SS(浮遊物質量)濃度が、最低限でも神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質保全湖沼に排出される排水の規制基準以下になったことを確認した後に行う。 なお、SS濃度の確認は、あらかじめSS濃度との相関を求めた透視度を指標とする方法で行う。</p> <p>(3)関連施設における濁水対策について 関連施設内における濁水は、関連第1から3沈砂池（以下「関連沈砂池」という。）で濁り成分を沈降させた後、上澄み水を仏華沢へ放流する。濁水が関連沈砂池の容量を越えた場合は、表土仮置き場に流れ込み、同仮置き場が洪水調整池の機能を果たす。</p>

